

監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年3月20日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和5年1月27日（金） 午前 9時30分から
- 2 監査対象部局及び監査の対象
行政委員会事務局
【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】
 - （1）各委員会の開催状況等（令和3年度・令和4年11月まで）について
 - （2）定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について
教育部 学校教育課
 - （1）家庭学習用タブレットについて
 - （2）小中学校における現金の取り扱いについて
 - （3）放課後児童クラブ使用料について
 - （4）所管する補助金事務について
 - （5）定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について
教育部 こども宝課
 - （1）施設型給付地域型保育給付事業費について
 - （2）保育料について
 - （3）公立幼稚園再編実施計画について
 - （4）所管する補助金事務について
 - （5）定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

教育部 社会教育課

- (1) 新規に委託した業務について
- (2) コロナ禍における市民参加型事業等の取組みについて
- (3) 公共施設案内予約システム及び窓口でのキャッシュレスについて
- (4) 所管する補助金事務について
- (5) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

教育部 文化財保護課

- (1) 随意契約について
- (2) コロナ禍における市民参加型事業等の取組みについて
- (3) 所管する補助金事務について
- (4) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

(1) 個別課題について

結果、監査を行った範囲内において、おおむね適正であると認められ、検討や改善を要する指摘事項は見受けられなかった。

なお、今後の行政運営を進める上で、注意又は要望事項について、別紙のとおり意見を述べる。ただし、軽微な事項については省略する。

(2) 令和4年度共通課題について

令和4年度の共通課題としている「所管する補助金について」は、全ての課の監査が終了後、まとめて結果を報告することとする。

(別 紙)

行政委員会事務局

【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】

今後も、引き続き、各委員会事務局として適切な事務執行に努められたい。

【学校教育課】

タブレット端末の修繕について、納入事業者からの見積りにより修繕を行っているが、他事業者の見積りと比較し費用が妥当であるかも含めて検討し修繕されたい。また、修繕費用が急増していることから、タブレット端末を家庭や学校で扱う際には、雑な取り扱いにならないよう周知を徹底されたい。

現金の取り扱いについて、実地調査の指導後も、未納者との交渉記録を残していない学校が見受けられる。更に、指導を徹底し適切に記録などを残されたい。また、現金の管理について、引き続き、出納帳の管理を含め特に注意するよう指導されたい。

放課後児童クラブ使用料の滞納対策として、消滅時効による安易な債権放棄にならないよう、滞納者へ適正な対応を行うとともに交渉記録を残されたい。

通学用ヘルメットの補助について、市が補助する金額を事業者に直接支払っていることから、予算費目が適切であるか確認されたい。

【こども宝課】

保育料の不能欠損処理について、時効による安易な債権放棄にならないよう、滞納者へ適正な対応を行うとともに交渉の記録を残されたい。

公立幼稚園再編実施計画に基づき、再編計画が保護者に理解されるよう、今後も十分な説明を行われたい。

民間保育所等運営費補助申請等について、提出書類の金額などが職員により訂正されている。補助申請等であることから、申請者に金額の修正を求めるとともに適正な補助申請となるよう処理されたい。また、事務決裁規程に基づき、決裁権者に決裁を得るようになされたい。

【社会教育課】

東部交流会館受付等業務委託について、引き続き、費用対効果に留意し業務を委託されたい。

窓口でのキャッシュレスについて、現金の管理に伴うリスクや事務の効率化の観点から、引き続き、導入を検討されたい。

国際交流協会に関して、今後も、市内の外国人や在住者の増加が見込まれることから、国際交流協会の活動促進につながるような補助事業に努められたい。

補助金交付申請事務について、引き続き、事務決裁規程に基づき、決裁権者に決裁を得る注意されたい。

【文化財保護課】

瓶原まちづくり協議会との随意契約について、契約金額の基礎となる積算方法や予定価格の条件などを再度確認されたい。

文化財の観光資源への活用について、引き続き、観光担当部課などと連携し有効に活用できるよう留意されたい。